



# 赤ちゃんの健康のために

## 赤ちゃんの健康診査・相談・教室等

変更あり  
巻頭ページ参照

保健所健康増進課 ☎ 38-3331

いずれも無料です。実施医療機関・日程・会場等は、「子どもの健康だより」、市ホームページをご覧ください。  
「子どもの健康だより」は市役所等で配布しています。



## 健康診査

### ▼ 4か月児健康診査

#### ●個別健診 実施医療機関で受診

個別に受診券が届きます。生後4か月中に受診してください。

### ▼ 10~11か月児健康診査

#### ●個別健診 実施医療機関で受診

個別に受診券が届きます。生後10か月からお誕生日の前日までに受診してください。

### ▼ 1歳6か月児健康診査・歯科健康診査

#### ●集団健診 保健所で受診

対象となる前月に、個別通知が届きます。  
1歳6か月になる月に受診してください。

### ▼ 3歳6か月児健康診査・歯科健康診査

#### ●集団健診 保健所で受診

対象となる前月に、個別通知が届きます。  
3歳6か月になる月に受診してください。

つどう、  
つながる、  
ひろがる。



地域の皆さまの暮らしを豊かにする  
浜見平の便利なショッピングスポット

BRANCH 茅ヶ崎

茅ヶ崎市浜見平3-1

※ショップにより営業時間が異なります

 **BRANCH**  
ブランチ 茅ヶ崎  
Daiwa Lease.

☎ 0467-81-5130  
(管理事務所)



BRANCH 茅ヶ崎 検索



## 相談

### ▼すぐすぐ7か月児育児相談（申込制）

●対象 7か月児とその保護者

●内容 身体計測、育児・栄養相談

●持ち物 母子健康手帳、おたずね用紙

※相談に来た方には、絵本の入ったブックスタートパックをプレゼント。ブックスタートについてはP27へ。

### ▼のびのび2歳児歯と遊びと育児の相談（申込制）

●対象 2歳0か月～2歳6か月児とその保護者

●内容 歯科・育児・栄養相談、遊びの紹介、身体計測

●持ち物 母子健康手帳、おたずね用紙

### ▼乳幼児健康相談（申込制）

受けられる相談は、会場により異なります。

●対象 乳幼児とその保護者

●内容 身体計測、育児・離乳食・むし歯・歯みがき等についての相談、妊婦の歯科相談（歯科相談は保健所のみ）

●持ち物 母子健康手帳（歯科相談の場合は歯ブラシ）

## 教室

### ▼離乳食講習会（申込制）

●対象 4～6か月児の保護者（第1子優先）。日程等は、「子どもの健康だより」「広報ちがさき」、市ホームページでご確認ください。

●内容 离乳食初期のすすめ方

●持ち物 母子健康手帳

▼詳細はこちら



### ▼1歳児の食事と歯の教室（申込制）

●対象 11～12か月児の保護者（第1子優先）。日程等は、「子どもの健康だより」「広報ちがさき」、市ホームページでご確認ください。

●内容 乳幼児食のすすめ方、むし歯予防、生活のリズム

●持ち物 母子健康手帳

▼詳細はこちら



医療法人 蒼慶会  
母体保護法指定医



# 高山産婦人科・内科

●妊婦検診 ●助産師による授乳指導 ●婦人科検診

【予約優先】休診日 木曜午後 日曜、祝日

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00 ～12:00	○	○	○	○	○	○	/
14:00 ～17:00	○	○	○	/	○	○	/

寒川 高山産婦人科 内科

検索

0467  
73-1103



寒川町岡田 5-5-8 湘南寒川医療モール2F



# お子さんの

2か月

3か月

4か月

5か月

6か月

7か月

8か月

1歳



保育園や幼稚園の入園前に予防接種を受けておくと安心です。決まった月齢・年齢に、市より予診票冊子が届きます。健康状態のよいときに、なるべく早く受けてください。費用は、対象年齢のお子さんが、実施医療機関（「子どもの健康だより」に掲載）で受けられれば無料です。その他の場合は自己負担となることがあります。

なお、以下の内容は令和4年4月現在の内容です。詳しくは保健所健康増進課までお問い合わせください。

## ■ 2か月～7歳6か月末満

予防接種名		対象年齢	接種回数	標準的な接種年齢
ロタ	1価	出生6週0日後～24週0日後	2回	初回接種開始月齢が 生後2か月～出生14週6日後
	5価	出生6週0日後～32週0日後	3回	
B型肝炎		1歳未満	3回	2～9か月末満
ヒブ		生後2か月～5歳未満	初回接種開始月齢 によって異なる	初回接種開始月齢が 2～7か月末満
小児の肺炎球菌		生後2か月～5歳未満	初回接種開始月齢 によって異なる	初回接種開始月齢が 2～7か月末満
BCG		1歳未満	1回	5～8か月末満
四種混合(ジフテリア・ 百日咳・破傷風・急性 灰白髄炎)		1期:3か月～7歳6か月末満	1期初回:3回 1期追加:1回	1期初回:3か月～1歳未満 1期追加:1期3回終了後、 12～18か月あける
麻しん・風しん(MR)		1期:1～2歳未満 2期:小学校入学前の1年間	1期:1回 2期:1回	対象年齢のとおり



## 予防接種の流れ

変更あり／巻頭ページ参照

保健所健康増進課 ☎ 38-3331

1歳6か月

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

水痘②

MR②

日本  
脳炎  
①

日本  
脳炎  
②

日本  
脳炎  
追加



四種  
混合④



※標準的な接種スケジュールのイメージです。

予防接種 Q & A は次のページへ

予防接種名	対象年齢	接種回数	標準的な接種年齢
日本脳炎	1期:6か月～7歳6か月未満	1期初回:2回 1期追加:1回	1期初回:3歳 1期追加:4歳
水痘	1～3歳未満	2回	1回目:1～1歳3か月未満 2回目:1回目接種後、 6～12か月あける

### 小学生

予防接種名	対象年齢	接種回数	標準的な接種年齢
日本脳炎(2期)	9～13歳未満	1回	9歳
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11～13歳未満	1回 (四種混合の2期として接種)	11歳

※日本脳炎（2期）は、特例措置がありますので、詳しくは「こどもの健康だより」又は市ホームページをご確認ください。

### 小学生・中学生・高校生

予防接種名	対象年齢	接種回数	標準的な接種年齢
子宮頸がん予防	小学6年～高校1年生 相当の女子	3回	中学1年生の間

※積極的な勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方については、「こどもの健康だより」又は市ホームページをご確認ください。



## 予防接種 Q&A

保健所健康増進課 ☎ 38-3331

### ▼予防接種を受けられないのはどんな人？

- ①明らかに発熱（37.5℃以上）をしている人。
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人。急性の病気で薬を飲む必要がある人は、その当日は接種を見合わせてください。
- ③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシー（※）を起こしたことがある人。  
※通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応。
- ④上記以外でも、医師が接種不適当と判断した場合は、予防接種を受けることができません。

### ▼予防接種を受ける前に、気を付けることは？

- ①当日は朝からお子さんの状態をよく観察し、普段と変わりないか確認してください。体調が悪いと思ったら、接種を中止しましょう。
- ②市から送付される予診票冊子の説明文または「予防接種と子どもの健康」をよく読み、受ける予定の予防接種の必要性や副反応をよく理解しましょう。
- ③母子健康手帳を必ず持って行きましょう。
- ④予診票は、接種する医師の大切な情報となります。お子さんの生年月日、接種歴等を正確に記入するようにしましょう。
- ⑤予防接種を受けるお子さんの日頃の状態をよく知っている保護者が同伴してください。  
※保護者以外の方が同伴するときは、定期予防接種委任状が必要です。

### ▼予防接種を受けた後、注意することは？

- ①予防接種後30分間はお子さんの様子を観察し、医師とすぐに連絡を取れるようにしましょう。急な副反応は、この間に起こることがあります。
- ②接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすったり、激しい運動をしたりすることは避けましょう。
- ④接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、早めに医師の診察を受けましょう。

### ▼予防接種はどうやって受ければいいの？

対象年齢に達したら、予防接種実施医療機関（「子どもの健康だより」参照）で予防接種を受けましょう。茅ヶ崎市では法で定める定期の予防接種はすべて個別接種（それが医療機関で接種を受ける方法）です。医療機関によっては、予約が必要な場合がありますので、事前に必ず確認しましょう。接種対象年齢であれば、実施医療機関で規定の回数を無料（公費負担）で受けられます。万が一、接種後に重篤な健康被害が発生した場合は、法に基づく救済制度があります。

### ▼一覧に載っていない医療機関で予防接種を受けたいけど、どうしたらいいの？

やむを得ない事情によって茅ヶ崎市の予防接種実施医療機関以外で接種を受ける場合は、「予防接種実施依頼書」（予防接種で健康被害が発生した場合に茅ヶ崎市が対応することを証明する書類）を発行しますので、保健所健康増進課へご連絡ください。また、接種費用については払戻し（上限あり）がありますので、保健所健康増進課へお問い合わせください。

### ●接種当日の持ち物

- ・母子健康手帳
  - ・予診票冊子（バーコードシール貼付・必要事項を記入したもの）
  - ・お子さんの身分証明書（医療証等ご住所の確認ができるもの）
- 転入や送付対象年齢外等で予診票冊子が送付されていない方は、医療機関備えつけの予診票をご使用ください。

